

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人岐阜市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第28条第3項の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事
- (2) 常勤役員 総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とし、月10日以上センターの業務に従事する者
- (3) 非常勤役員 常勤以外の者
- (4) 報酬等 公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わないもので、費用とは明確に区分されるもの
- (5) 費用 職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費で、報酬等とは明確に区分されるもの

(報酬等の支給)

第3条 センターは、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 非常勤役員として職務を執行したときは、別表第2の報酬日額を支給する。
- 3 常勤役員の報酬は、月額とする。
- 4 役員には、役員賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬月額、別表第1「常勤役員の報酬月額」に定める金額の範囲内として、理事会の承認を得て、決定するものとする。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額を持って支給するものとし、支給日は職員給与規程第4条を準用するものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 センターは、役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要する者については、前もって支払うものとする。

2 費用の額は、別表第3により予算の範囲内において支給する。

(公表)

第8条 センターは、この規程を持って、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則 (平成29年5月31日総会)

この改正規程は、平成29年5月31日から施行する。

附 則 (令和3年5月31日総会)

この改正規程は、令和3年5月31日から施行する。

附 則 (令和5年5月31日総会)

この改正規程は、令和5年5月31日から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬月額

(1) 理事長	12万円までの範囲内
(2) 副理事長	11万円までの範囲内
(3) 専務理事	8万円までの範囲内

別表第2 非常勤役員の報酬日額

(1) 役員として職務を執行したとき	
理事長	7,000円までの範囲内
副理事長	7,000円までの範囲内
理事	7,000円までの範囲内
監事	7,000円までの範囲内

別表第3 費用の額

(1) 非常勤役員の管内（岐阜市内）職務に係る費用	
各非常勤役員の自宅から開催場所までの	
旅費	実費相当額
車賃は	旅費規定に定める金額
(2) 非常勤役員の管外職務に係る費用	旅費規程に定める金額
(3) その他	実費相当額